

「森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事」

国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林総合研究所東北支所

入札配布資料

- ・ 入札説明書
- ・ 入札心得
- ・ 工事費内訳書作成要領
- ・ 応札仕様書
- ・ 委任状
- ・ 入札書
- ・ 入札辞退届
- ・ 独立行政法人の契約に係る情報の公表に関する報告書
- ・ 工事請負契約書（案）
- ・ 仕様書
- ・ 質問事項（様式）

入札説明書

1. 工 事 名 森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事
2. 工 事 場 所 森林総合研究所東北支所
(岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷 92-25)
3. 工 事 期 限 令和8年3月31日(火)
4. 契 約 保 証 金 免除
5. 契約書の提出期限 落札決定の日から7日以内
6. 入札については、別途交付の「入札心得」による。
入札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨て)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
7. 現場見学・質問等
現場見学(現場案内)の申込希望がある場合は、令和7年10月7日(火)12時までに電話、メール等で担当までご連絡ください。現場見学の日時は別途、ご連絡いたします。
質問がある場合にはメール又はFAXにより令和7年10月8日(水)17時までにご連絡ください。
質問の回答は、令和7年10月9日(木)17時までに行います。
TEL: 019-648-3923 FAX: 019-641-6747
E-mail: thk-nyusatsu@ml.affrc.go.jp
8. 応札仕様書の提出
当支所の交付する仕様書に基づいて作成した当該工事の応札仕様書を所長が審査し、要求仕様を満たした者を最終的に当該競争に参加させるものとする。
9. 入札及び開札の日時・場所
工 事 名 : 森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事
入札日時 : 令和7年10月14日(火) 11時00分
場 所 : 森林総合研究所東北支所 大会議室
(岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷92-25)
10. 入札書の提出
 - (1) 入札参加者は、当所様式により入札書を作成し、封書に入札件名及び入札者名を表記し、提出してください。
なお、上記8の入札及び開札に出席しない場合は、郵便(書留郵便、配達証明郵便、レターパックプラスのいずれか)で下記期限までに入札書を送付してください。その際、封筒を二重とし、内封に「入札書」と表記のうえ入札書を封印してください。
入札書の受領期限: 令和7年10月10日(金)17時までに必着のこと
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記名して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)してください。
 - (3) 入札参加者又はその代理人が入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について訂正印を押印してください。
 - (4) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
11. 工事費内訳書の提出
第1回目の入札書の提出に際し、工事費内訳書を提出願います。
なお、工事費内訳書の合計金額は1回目の入札書の記載金額と同額にし、内訳書の計算に誤りのないように注意願います。
また、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額を表示願います。

1 2. 施工体制台帳（写）の提出について

作成建設業者は、備え置かれた「施工体制台帳」の写しを、契約締結後速やかに提出してください。

* 建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定等による。

1 3. 契約書

(1) 第3条関係（工程表）

契約締結後14日以内に提出してください。

(2) 第10条関係（現場代理人及び主任技術者等）

- 一 現場代理人
- 二 主任技術者（ただし、専門を要しない）
- 三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう）

(3) 第18条、第19条関係（設計変更等に伴う契約変更の手続）

設計変更に伴い契約変更をするものについては、原則として、その必要が生じた都度遅滞なく行ってください。

(4) 第35条関係（前金払）

有 ※請負金額が300万円以上の場合に限ります。

(5) 第57条関係（契約不適合責任期間）

2年

(6) 第58条関係（火災保険等）

要 ※当該保険に係る証券等の写しを提出してください。

1 4. 契約情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。森林研究・整備機構（以下「機構」という。）は、国立研究開発法人ですが、本基本方針に準じています。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなしますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約（注）や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

- （注）・400万円を超えない工事又は製造
・300万円を超えない財産の買入れ
・年額又は総額が150万円を超えない借入れ
・その他200万円を超えないもの

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報（別添報告書にて）

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原

則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず、情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

1 5. 社会保険等

以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないことを条件とします。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

1 6. 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、「入札心得」に記載するとおり、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、この限りではありません。

1 7. 工事場所管理

工事場所の管理は、労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法規に従い遺漏なく行い、また、労務者その他工事場所への出入りの監督、風紀衛生の取締り並びに火災、盗難その他事故の防止について、十分な注意を払ってください。

なお、工事場所においては、常に諸材料その他整理及び清掃を行ってください。

1 8. 損傷部の復旧

建物、道路など工事のため損傷した部分は復旧してください。

1 9. その他の事項

(1) 「建設副産物適性処理推進要綱」（平成10年12月1日付建設省経建発第333号）を遵守してください。

(2) 「建設業退職金共済制度の普及徹底について」（平成11年3月31日付農林水産省経第770号）により、建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書を提出してください。

(3) 工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、契約金額が500万円以上の場合は受注時に、契約金額が2,500万円以上の場合は受注時、途中変更時、竣工時に「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に（財）日本建設情報総合センターに提出してください。

(4) 入札参加者は、別添「森林総合研究所との契約等に当たっての注意事項」を熟覧、承知のうえ不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書を提出してください。

2 0. お問い合わせ等

上記に関してのご質問、お申込み、ご提出等につきましては、下記担当までお願いいたします。

〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷 92-25

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林総合研究所東北支所 総務課用度係 坂本瑞樹

TEL：019-648-3923 FAX：019-641-6747

E-mail：thk-nyusatsu@ml.affrc.go.jp

※入札に参加しない場合（辞退する場合）は入札日前日までに「入札辞退届」を提出するとともに、別途送付するアンケートへのご協力をお願いします。

森林総合研究所との契約等に当たっての注意事項

1. 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所(以下「当研究所」という。)においては、発注権限のある職員（当研究所、林木育種センター、各支所、各育種場等の契約担当職員）以外が契約及び発注を行うことはできません。（当研究所では研究者が直接発注することは認めていません。）
2. 当研究所では、研究計画等に沿って物品(役務)の調達を行っておりますので、納入(履行)期限を厳守してください。
災害や事故等により、やむを得ず納入(履行)期限内の納品等ができない場合には、速やかにその旨の連絡を契約担当職員までお願いします。
また、納品等の際、当研究所の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等を行うようお願いいたします。
3. 見積書、納品書及び請求書には、必ず発行者側で日付を記入してください。
4. 調達にあたり、賄賂、談合及び癒着などの疑念を持たれないように、適正な関係維持に努めていただきますようお願いいたします。
5. 次のような行為は、不正経理とみなします。なお、以下の例にかかわらず、その他不正な行為は行わないようお願いいたします。
 - ①預り金（当所職員からの預け金の依頼の承諾）
 - ②取引事実と異なる書類の提出
6. 取引上の不正が発覚した場合は、取引停止等の処分が行われます。この場合、当研究所のみならず、政府機関をはじめとして各種公的機関等に通知されることがありますので、あらかじめご承知おきください。
7. 当研究所では内部監査をはじめ、会計監査法人による監査、研究資金提供者による検査、会計検査院による検査、国税局による監査等様々な監査・検査が行われますので、ご協力をお願いします。
当研究所の職員等から、以下のような行為があった場合は、速やかに以下の通報窓口へご連絡ください。なお、通報したことによる不利益な取り扱いをされることはありません。
 - ①発注権限のない者から直接契約・発注の申し入れがあった場合
 - ②納品日付の改ざん、品目、数量、金額の改ざんを要求された場合
 - ③見積書等の日付を空白にするよう依頼された場合
 - ④不正経理と思われるような申し入れ等があった場合

【公的研究資金の不正使用に係る通報窓口】

企画部 研究管理科 科長

〒305-8687 茨城県つくば市松の里1

電話：029-829-8118 FAX：029-874-8507

入札心得

(総則)

第1条 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所長の所掌に属する営繕工事等の請負契約に関する入札については、国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）に定めるもののほか、この心得によるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告又は指名通知書、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書を封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）を表記し、入札の公告又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その委任状を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 6 入札参加者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日まで到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は

入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 入札に付される事項名又は入札金額の確認し難い入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

(工事請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格)

第7条 森林総合研究所東北支所に係る工事の請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）についての契約事務取扱規程第17条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがある場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で森林総合研究所東北支所の定める割合を予定価格に乗じて得た価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

(落札者の決定)

第8条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査のうえ落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を、落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）並びに他の入札者に書面にて通知する。

(入札回数)

第9条 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、3回行う場合もある。

開札の結果、当所の予定価格以内の入札がないときは、直ちに2回目の入札を行う。この場合において、1回目の開札に出席していない入札者は、2回目以降の入札は辞退したものと見なすこととする。

(同価格の入札)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(工事費内訳書の提出)

第11条 入札参加者は、第1回目の入札書の提出に際し、工事費内訳書を提出しなければならない。

(契約書の提出)

第12条 落札者は、森林総合研究所東北支所長から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から7日以内に森林総合研究所東北支所長に提出しなければならない。ただし、森林総合研究所東北支所長が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

(契約の保証)

第13条 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかを提出しなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] ①契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

②保証書の宛名の欄には、「国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所長」と記載するように申し込むこと。

③保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

④保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

⑤保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

⑥保証期間は、履行期間を含むものとする。

⑦保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。

⑧請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、森林総合研究所東北支所長の指示に従うこと。

⑨請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、契約事務取扱規程第18条第2項により研究所に帰属する。なお、違約

金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- ⑩請負者、銀行等が保証した場合にあっては、工事完了後、森林総合研究所東北支所長から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- [注] ①公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- ②公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所長」と記載するように申し込むこと。
- ③証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ④保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- ⑤保証期間は、履行期間を含むものとする。
- ⑥請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、森林総合研究所東北支所長の指示に従うこと。
- ⑦請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、契約事務取扱規程第18条第2項により研究所に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- [注] ①履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- ②履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ③保険証券の宛名の欄には、「国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所長」と記載するように申し込むこと。
- ④証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ⑤保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- ⑥保険期間は、履行期間を含むものとする。
- ⑦請負代金額を変更する場合の取扱については、森林総合研究所東北支所長の指示に従うこと。
- ⑧請負者の責に帰すべき理由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金額は、契約事務取扱規程第18条第2項により研究所に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

（異議の申立）

第14条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

工事費内訳書作成要領

本入札について、入札参加者は第1回目の入札書の提出に際し、工事費内訳書を提出する必要があります。

1 工事費内訳書の内容及び様式

(1) 記載事項

- ア 工事名
- イ 工事場所
- ウ 入札者の所在地、商号又は名称、代表者（支店長等）の職名・氏名及び代表者（支店長等）の印鑑
- エ 工事費の内訳

(2) 工事費の内訳

工事費の内訳は、当該工事に係る設計図書の各項目に対応するものの単位、数量、及び金額を表示したものとし、最低限表示する項目のレベルは次のとおりです。

工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額を外書きで明示願います。

- ア 建築・電気設備・機械設備関係工事（建築工事積算基準等によるもの、外構は建築に含めること。）

- ① 種目
- ② 科目
- ③ 細目

細目以下の記載をしても可とします。

- イ その他の工事（その他の積算基準によるもの）

最低限表示する項目のレベルは、大項目から3段階下までとします。ただし、特に必要がある場合は、担当課が別途指示します。

(3) 様式

用紙サイズはA4（縦・横自由）とし、当該工事の仕様書に準じて作成してください。

応札仕様書

令和 年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所 東北支所長 殿

住 所

社 名

代 表 者 _____ 印

件 名 森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事

規 格 等 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所が提案する仕様書のとおり

ただし、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所入札説明書を承諾の上、上記物件を納入します。

入札書

令和 年 月 日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林総合研究所東北支所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

(代理人氏名

㊞)

¥

ただし、森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事の請負代金額

上記のとおり、入札心得等を承諾の上、入札します。

委任状

私は 〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所長の発注する森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事請負契約に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札及び見積りに関する一切の件
2. 請負契約の締結に関する一切の件
3. 復代理人選任の件
4. 〇〇〇〇〇〇に関する一切の件

代理人使用印鑑

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所長 殿

入札辞退届

件名 森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

(代理人氏名

⑩)

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所長 殿

入札書・委任状・入札辞退届作成上の注意

入札書

- 1 年月日は作成した日付で必ず記入のこと。
- 2 金額の訂正をしないこと。
- 3 用紙は、A4判とする。
- 4 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
- 5 ()内は、代理人が入札するときに使用すること。
この場合、「代表者〇印㊟」は不要とする。
- 6 〇印㊟は外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって入札に参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができる。

委任状

- 1 代理人使用印鑑は入札書に使用するものと同じものを押印すること。
- 2 〇印㊟は外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者及び代理人の署名をもって代えることができる。
- 3 用紙は、A4判とする。
- 4 委任する件名を全て記載すること。

入札辞退届

- 1 〇印㊟は外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者及び代理人の署名をもって代えることができる。
- 2 用紙は、A4判とすること。

別紙様式 2

独立行政法人の契約に係る情報の公表に関する報告書

令和 年 月 日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林総合研究所東北支所長 殿

住 所
会社名
代表者

印

当社には森林研究・整備機構役職員の再就職者が { いないこと / いること } を報告します。

森林研究・整備機構役職員の再就職に関する情報		
再就職者の人数	現在の職名	森林研究・整備機構での最終職名
人	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----
	-----	-----

※森林研究・整備機構役職員とは、役員を経験した者又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職した場合。

森林研究・整備機構との取引に係る情報				
取引高	取引割合			
円	1/3未満	1/3以上1/2未満	1/2以上2/3未満	2/3以上

※取引割合とは総売上高（事業収入）及び当機構との取引高の割合。
総売上高（事業収入）確認のため、損益計算書等のコピーを提出下さい。

工事請負契約書（案）

収入印紙
貼 付

- 1 工 事 名 森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事
- 2 工 事 場 所 森林総合研究所東北支所
(岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷92-25)
- 3 工 期 令和7年 月 日から 令和8年3月31日まで
- 4 請負代金額 ,, 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額, 円)
- 5 契約保証金 , 円
- 6 調 停 人 選任しない

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 住 所 岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷92-25

氏 名 国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林総合研究所東北支所 支所長 山中 高史

受注者 住 所

氏 名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための契約の締結)

第1条の2 受注者は、この契約の締結にあたり次の各号を厳守しなければならない。

- 一 国立研究開発法人森林研究・整備機構反社会的勢力への対応に関する規程(27森林総研第857号)に定める反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。
- 二 親会社等、役員その他、名義上若しくは実質的に経営に関与するものが反社会的勢力でないこと。
- 三 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者若しくは再受託者(再受託者の代理人、媒介者を含む。)としないこと。
- 四 反社会的勢力が経営を支配し、又は、実質的に経営に関与していると認められる関係を

有しないこと。

五 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有しないこと。

六 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び今後も行う予定がないこと。

七 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行わないこと。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた要求行為

ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は、暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて研究所の信用を毀損し、又は、研究所の業務を妨害する行為

ホ 前各号に準ずる行為

八 その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。

九 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が一から八までのいずれかに違反していることを知りながら、当該者と契約を締結しないこと。

十 受注者は、一から八までのいずれかに違反する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（九に該当する場合を除く。）に、発注者から当該契約の解除を求められた場合は、これに従うこと。

（反社会的勢力を排除するための契約の解除及び違約金）

第1条の3 発注者は、受注者が第1条の2、一～十の各号のいずれかに違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は請負代金額の10分1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保を持って前項の違約金に充当することができる。

4 受注者は、第1項の規定により契約が解除された場合に、解除による損害について、発注者に対し一切の請求はできない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければ

ばならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求ことができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 削除

4 削除

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合
その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合
その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 発注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
 - 6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A)〔専任の〕主任技術者

(B)〔監理技術者資格者証の交付を受けた専任の〕監理技術者

(C) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 6 第1項第二号（B）は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、（A）は、それ以外の場合に使用する。（C）は、（B）を使用する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。〔 〕の部分は、同法第26

条第3項本文の工事の場合に適用する。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合においては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事につい

ては、当該立会いを受けて施工しなければならない。

- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
- 二 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
- 三 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発

注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算

定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」して同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、

当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前払金)

第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保障契約の相手方たる保障事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、発注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10

分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から29日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 発注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、発注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第38条 削除

（部分引渡し）

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下、「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは、「指定部分に係る工

事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \\ \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 削除

(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前払金の特則)

第41条 削除

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第42条 削除

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注

者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 削除
- 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 四 第10条第1項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 削除
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をし

ても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第47条各号又は第48条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行业者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行业者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- 一 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
- 二 工事完成債務
- 三 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第 29 条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第 1 項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第 5 1 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 5 2 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 5 3 条 第 5 1 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 5 4 条 発注者又は検査職員は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 35 条（第 41 条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第 38 条及び第 42 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 47 条、第 48 条又は次条第 3 項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第 8 条の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第 46 条、第 51 条又は第 52 条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

らない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分で使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分で使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第51条又は第52条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
- 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
- 三 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合（第 48 条第九号及び第十一号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第 56 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第 51 条又は第 52 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第 33 条第 2 項（第 39 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

- 第 57 条 発注者は、引き渡された工事事目的物に関し、第 32 条第 4 項又は第 5 項（第 39 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 削除
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第59条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができな

い。

(仲裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第62条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

令和7年度

森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事仕様書

- I. 件名 森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事
- II. 工事場所 岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷 92-25
- III. 工事概要 本工事は、既設の単独処理浄化槽（10人槽、し尿のみ処理）及び合併処理浄化槽（10人槽）を撤去し、鳥獣実験室・森林防疫実験棟・ブナ帯環境変動解析棟・林地保全実験棟・苗畑休憩所のし尿、雑排水を処理する合併処理浄化槽（14人槽）及び排水経路を新設するものである。
- IV. 履行期限 工事の施行期限は、令和8年3月31日までとする。

上 記 仕 様

（一般共通事項）

- 共通仕様書 下記事項に記載されていない事項は、「国土交通省該当工事共通仕様書」による。
- 疑義等の協議 施工に当り疑義又は不都合が発生した場合は、監督職員と打ち合わせる。
- 工程表 業務工程表は契約後、速やかに提出すること。
- 位置の決定 施工位置の詳細は、監督職員と打ち合わせる。
- 養生 在来部分、施工済部分及び材料等で汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生する。
- 発生材の処理 構外に搬出し、適正に処理する。
- 後片付け清掃 業務完了に際しては、業務施工区域の後片付け及び清掃を行う。
- 業務写真 業務前、業務中、完了時の写真をA4版に整理の上、1部提出する。
- その他 仕様書及び設計図を公表、貸与または複製してはならない。ただし、監督職員の承諾を受けた時はこの限りではない。
- 国土交通省「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守すること。

（特記事項）

- 特記仕様書 詳細は別紙「機械設備特記仕様書ほか（表紙共15枚）」による。
- 業務内容 本工事は業務内容は、下記業務内容表による。
- 試運転調整 工事完了後、各系統毎に試運転を行い、総合調整を行うものとする。
- 検査 検査 業務完了後、検査職員の検査を受けるものとする。

業 務 内 容 表

森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事概要

- ① 既設浄化槽（単独処理10人槽）の解体撤去および埋戻し。
- ② 既設浄化槽（合併処理10人槽）の解体撤去および合併処理浄化槽（14人槽）の新設。
- ③ 新設浄化槽を国道4号側の既設放流管に接続、電気工事、運搬、清掃用給水栓の新設。
- ④ 鳥獣実験室、森林防疫実験棟、粗飼料調整測定室、林地保全実験棟、苗畑休憩所の既設排水管の撤去処分。
- ⑤ 鳥獣実験室、森林防疫実験棟、粗飼料調整測定室、林地保全実験棟の排水管布設、舗装取替処分、床堀・床均し、基礎砂工、汚水枘設置、既設屋内排水管接続、防護蓋取付、新設浄化槽への接続、埋戻し・残土処理、路盤工、アスファルト舗装復旧等。
- ⑥ ブナ帯環境変動解析棟の既設排水管を新設浄化槽へ接続。
- ⑦ 苗畑休憩所室内洗面台の撤去。
- ⑧ 粗飼料調整測定室の便槽撤去。

※撤去した廃材等は産業廃棄物として処分する。

以上

令和7年度

森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事

表紙共15枚

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所

機械設備工事 特記仕様書
1. 工事概要
1. 工事名称 森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事
2. 工事場所 盛岡市下田川字鍋屋敷2-25
3. 建物概要
建物名称 構造 階数 延面積(㎡) 消防法施行令(別表) 備考
鳥獣実験室 CB 1 323.40
森林防疫実験棟 RC 1 222.60
林地保全実験室 CB 1 64.80
フナ増殖実験棟 Ⅱ 1 351.44
燃料調整室 Ⅱ 1 142.09
畜産休憩所 Ⅱ 1 9.91
4. 工事種目 (○印のついたものを適用する)
建物別及屋外 工事種別 備考
5. 設備概要 (○印のついたものを適用する)
空気調和方式等
給水方式
排水方式
給湯方式
消火設備方式
II. 工事仕様
1. 共通仕様
2. 特記仕様
3. 項目
表: 項目 特記事項
1. 適用基準等
2. 電気保安技術者
3. 技能者
4. 機材
5. 機材等の検査及び試験
6. 工用水の電力・水・その他
7. 足場その他
8. 工所用設備
9. 資機材置場
10. 残土処理
11. 発生材の処理
12. 総合調整
13. 容量の表示
14. 耐震施工
表: 設計用標準水平度
表: 設置場所 特定の施設 一般の施設
表: 上層階、中層階、1階及び地盤

14 はつり
15 他工事との取り合い
16 手続き
17 予備品等
18 配管の建物導入部の実位吸収
19 管周囲の保護砂及び埋戻し土
20 地中埋設機及び埋設用テープ
21 絶縁フランジ取付面
22 弁等のサイズ
23 試験
24 その他
25 保険
26 完成時提出書類
表: 書類名 製本仕様 規格 部数 備考
27 工事実績情報の登録(工事カルテ)
28 施工条件
表: 温度湿度調整目標値
表: ばい煙濃度計
表: ばい煙濃度測定口
表: 煙道
表: ダクト
表: 風量測定口
表: 防煙ダクト
表: 防火ダンパ
表: 定量ユニット
表: 配管材料
表: 井類
表: 散水栓ボックス
表: 埋設深さ
表: 撤去工事
表: 発生材

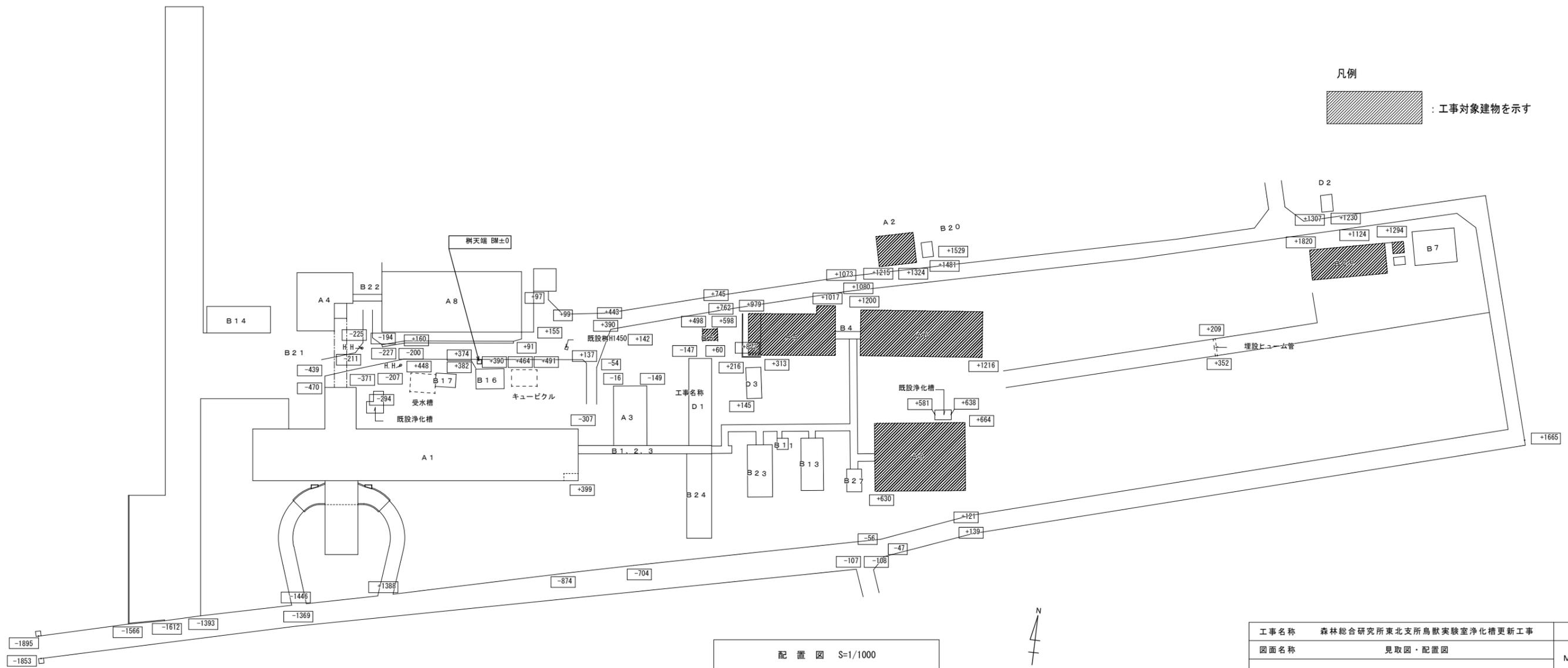
15. 瞬間流量計及び測定用タッピング(3.2mmピッチ管径計用)
16. オイルタンク
17. 積算油量表
18. 消音内貼り
19. 保温
20. 電気工事の範囲
21. ガセット形ファンコイルユニットの風量分配ダクト
1. 準用事項
2. ダクトの工法
3. 厨房用フード
4. 保温
1. ダクト
2. 排煙口開放装置
3. 排煙風量測定方法
4. 排煙口の形式
1. 中央監視制御
2. 中央監視制御の構成機能
3. その他
1. 大機器洗浄弁
2. 大機器洗浄用タンク
3. 小便器洗浄装置
4. 小便器洗浄弁
5. 付風水栓
6. 注記板
7. 自動水栓
1. 量水器
2. 量水器
3. 配管材料
4. 散水栓ボックス
5. 井類
6. 給水栓
7. 埋設深さ
8. 埋設弁閉用ハンドル
9. 保温
10. 水道加入金等
11. その他

1. 配管材料
2. 保温
3. 別途渡し
4. 試験
5. 放流負担金
1. 配管材料
2. 井類
3. 湯沸器回り配管
4. 湯沸器の排気筒
5. 保温
1. 配管材料
2. 消火栓閉閉弁
3. 保温
4. 2号消火栓の圧力損失
1. ガスの種類
2. 配管材料
3. 都市ガス
4. 液化石油ガス
5. ガス漏れ警報器
6. 埋設深さ
1. 厨房機器類
2. 付属制御盤
1. 処理能力
2. 放流水質
3. 処理方式
4. 主要構造
5. 制御盤
6. 消毒剤
7. 維持管理
1. 撤去工事
2. 発生材



東北支所 見取図

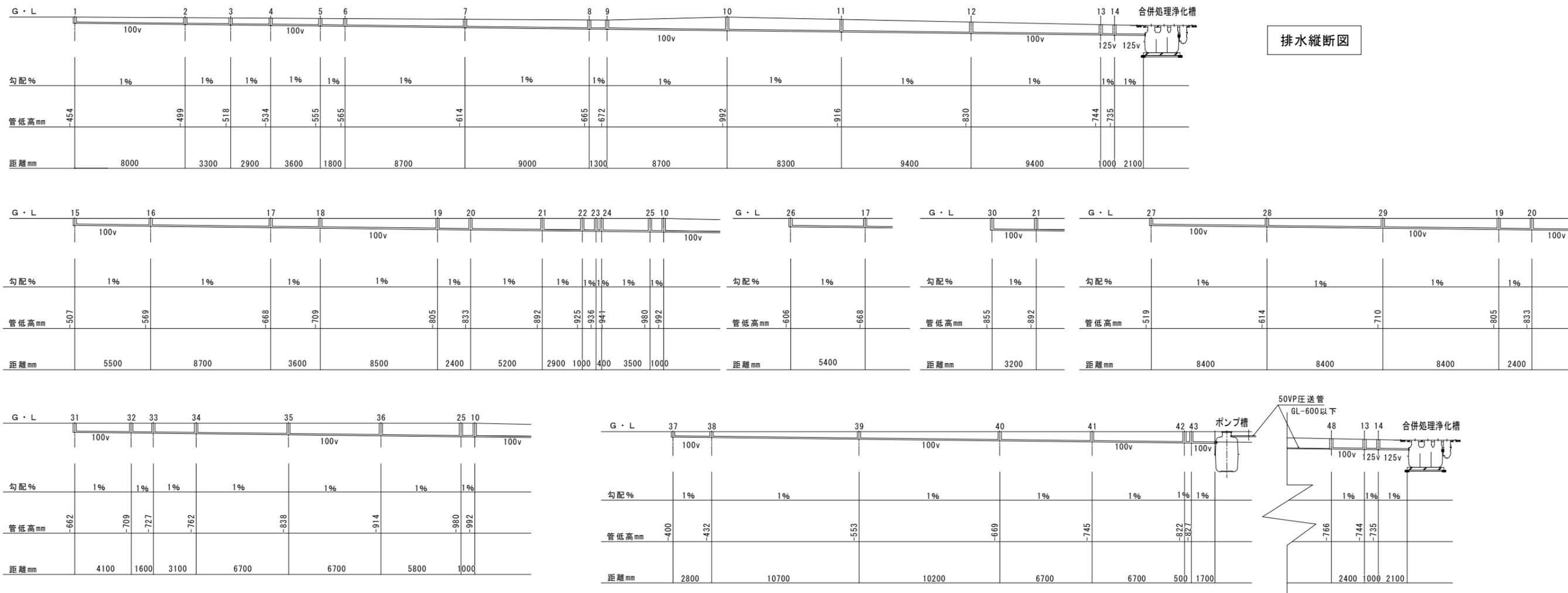
記号	施設名	構造	建築面積	延床面積	建築年月	記号	施設名	構造	建築面積	延床面積	建築年月	記号	施設名	構造	建築面積	延床面積	建築年月
A1	研究本館	RC-2	1,165.08	2,353.53	S35.11	B5	電機設備室	W-1	12.00	12.00	S35.12	B2	渡廊下	S-1	12.00	12.00	S35.12
A2	林地保全実験室	RC-1	14.98	34.30	S44.3	B7	堆肥舎	W-1	66.11	66.11	S35.12	B3	渡廊下	S-1	39.50	39.50	S35.12
A3	共同実験棟	CB-1	101.40	101.40	S44.3	B13	温室	S-1	68.04	68.04	S44.3						
A4	雪害特殊実験棟	RC-2	169.78	339.56	S56.12	B14	車庫	S-1	90.00	90.00	S44.3						
A5	森林貯蔵実験棟	RC-1	212.60	425.20	S56.12	B11	ボイラー室	W-1	7.45	7.45	S43.12						
A6	鳥獣実験棟	CB-1	323.40	323.40	S44.3	B16	変電室	CB-1	31.76	31.76	S45.3						
A8	育林実験棟	W-1	495.77	495.77	S61.12	B17	機械室	CB-1	15.69	15.69	S45.3						
D1	倉庫	S-1	116.60	116.60	S35.12	B20	ポンプ室	CB-1	4.82	4.82	S50.9						
D2	油庫	CB-1	3.64	3.64	S41.5	B23	隔離温室	S-1	76.20	76.20	S62.12						
D3	薬品庫	CB-1	25.37	25.37	S47.12	B24	ガラス室	S-1	111.75	111.75	S62.12						
B4	渡廊下	S-1	21.85	21.85	S58.11	B5	用紙貯留実験室	W-1	11.00	11.00	S35.12						
B21	渡廊下	W-1	43.20	43.20	S56.12	B6	クレーン庫	W-1	35.44	35.44	S44.3						
B22	渡廊下	W-1	11.41	11.41	S61.12	B27	試料調整室	W-1	19.83	19.83	H14.3						
B28	渡廊下	W-1	128.01	128.01	H14.3	B1	渡廊下	S-1	12.00	12.00	S35.12						



配置図 S=1/1000

凡例
 : 工事対象建物を示す

工事名称	森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事	No.	
図面名称	見取図・配置図	M	2
SCALE	1/1000	令和 6年 10月	
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所			



排水縦断面図

樹リスト

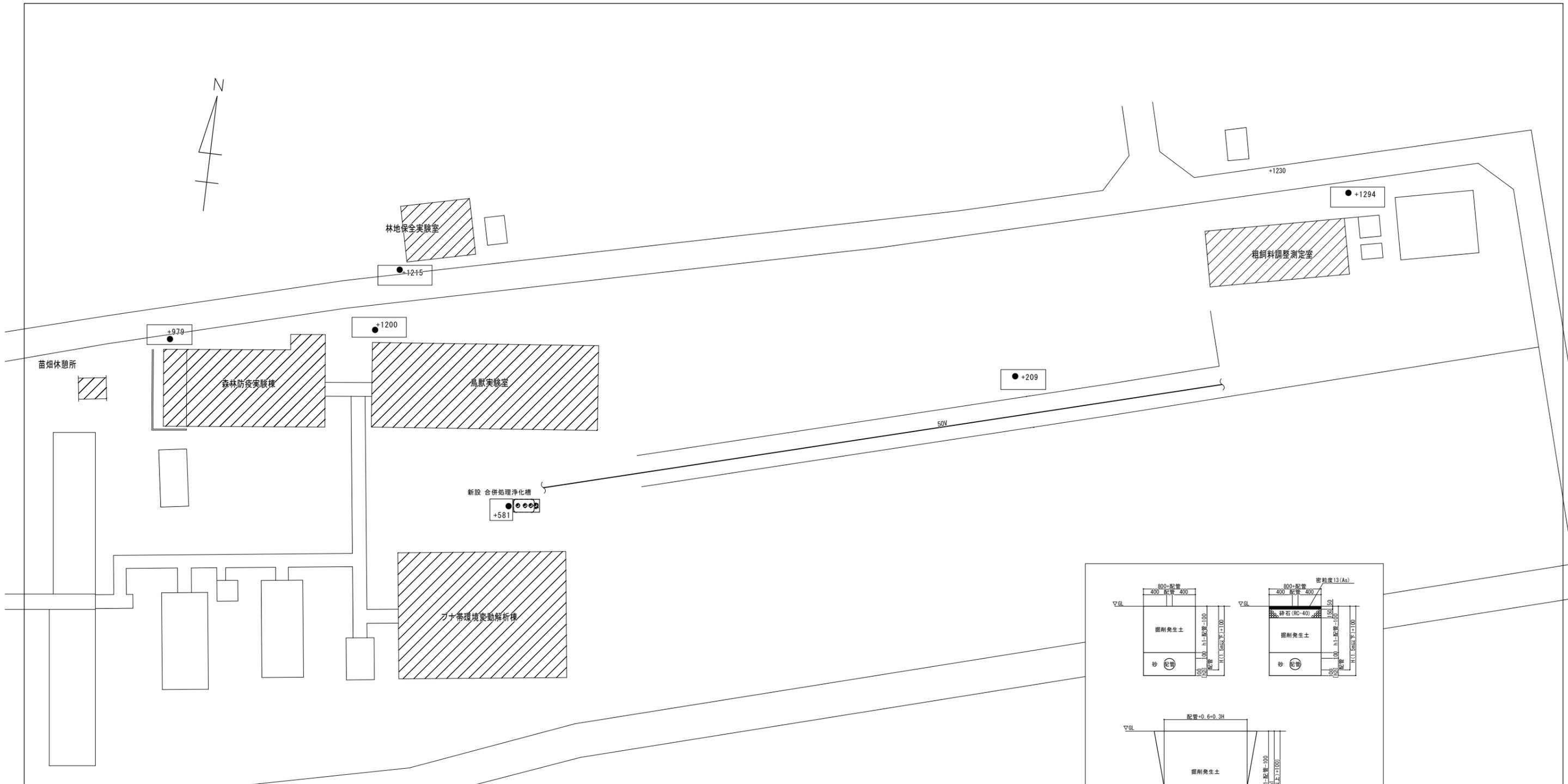
符号	樹深さ	排水樹	勾配	蓋
①	454	90L 100-200	1.0%	樹脂製
②	499	90L 100-200	1.0%	樹脂製
③	518	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
④	534	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
⑤	555	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
⑥	565	90L 100-200	1.0%	樹脂製
⑦	614	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
⑧	665	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
⑨	672	90L 100-200	1.0%	樹脂製
⑩	992	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
⑪	916	90L 100-200	1.0%	樹脂製
⑫	830	ST 100-200	1.0%	樹脂製

符号	樹深さ	排水樹	勾配	蓋
⑬	744	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
⑭	735	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
浄化槽 流入				
⑮	507	90L 100-200	1.0%	樹脂製
⑯	569	90L 100-200	1.0%	樹脂製
⑰	668	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
⑱	709	90L 100-200	1.0%	樹脂製
⑲	805	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
⑳	833	90L 100-200	1.0%	樹脂製
㉑	892	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㉒	825	90Y 100-200	1.0%	樹脂製

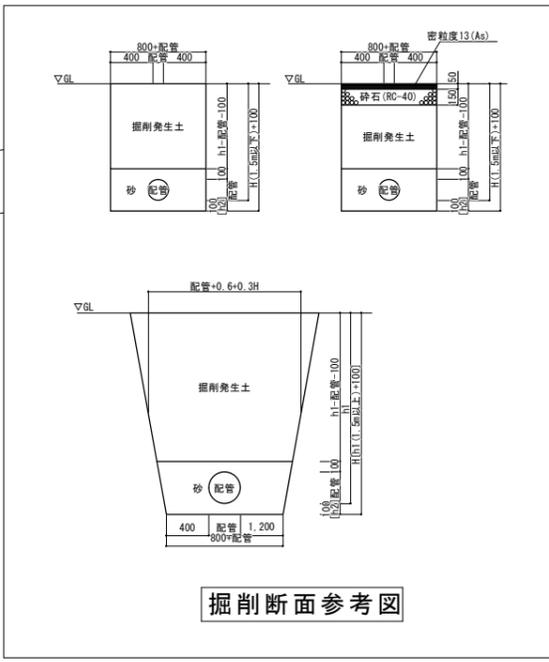
符号	樹深さ	排水樹	勾配	蓋
㉓	936	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㉔	941	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㉕	980	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
⑩	992	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㉖	606	90L 100-200	1.0%	樹脂製
㉗	668	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㉘	855	90L 100-200	1.0%	樹脂製
㉙	892	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㉚	827	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㉛	827	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㉜	827	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㉝	766	90L 100-200	1.0%	樹脂製
㉞	744	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㉟	735	90Y 100-200	1.0%	樹脂製

符号	樹深さ	排水樹	勾配	蓋
㊱	400	90L 100-200	1.0%	樹脂製
㊲	432	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㊳	553	90L 100-200	1.0%	樹脂製
㊴	669	90L 100-200	1.0%	樹脂製
㊵	745	ST 100-200	1.0%	樹脂製
㊶	822	90L 100-200	1.0%	樹脂製
㊷	827	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㊸	827	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
ポンプ槽 流入				
㊹	766	90L 100-200	1.0%	樹脂製
㊺	744	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㊻	735	90Y 100-200	1.0%	樹脂製

符号	樹深さ	排水樹	勾配	蓋
㊼	580	90L 100-200	1.0%	樹脂製
㊽	594	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㊾	688	90L 100-200	1.0%	樹脂製
㊿	758	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㉿	827	90Y 100-200	1.0%	樹脂製
㊿	526	SC-2	6.0%	樹脂製
㊿	727	90Y 100-200	1.0%	樹脂製



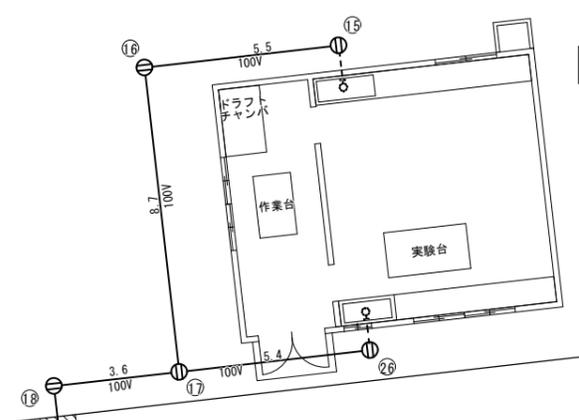
屋外排水配管 配置図 1/500



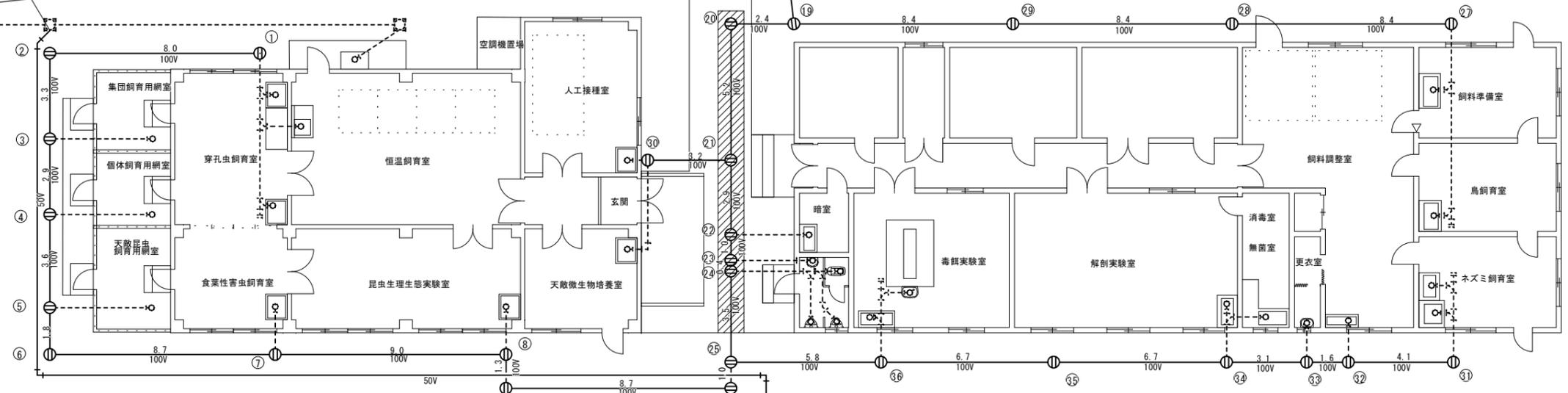
掘削断面参考図

工事名称	森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事	No.
図面名称	屋外排水配管 配置図	M — 4
SCALE	1/500	令和 6年 10月
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所		

林地保全実験室 平面図 1/200



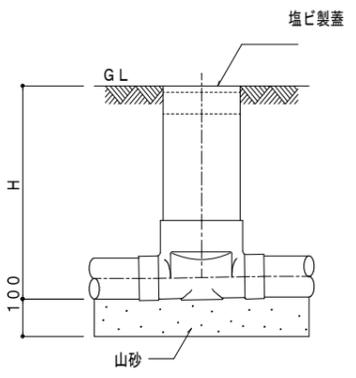
既設排水樹へ接続
 国道4号側排水経路へ



森林防疫実験棟 平面図 1/200

鳥獣実験棟 平面図 1/200

以降 平面図(2) 参照



塩化ビニル樹詳細図

凡例

	新設排水樹
	既設残置排水樹
	新設排水管
	既設残置排水管

屋内配管は既存を使用する。
 アスファルト、コンクリート埋設部は残置とする。

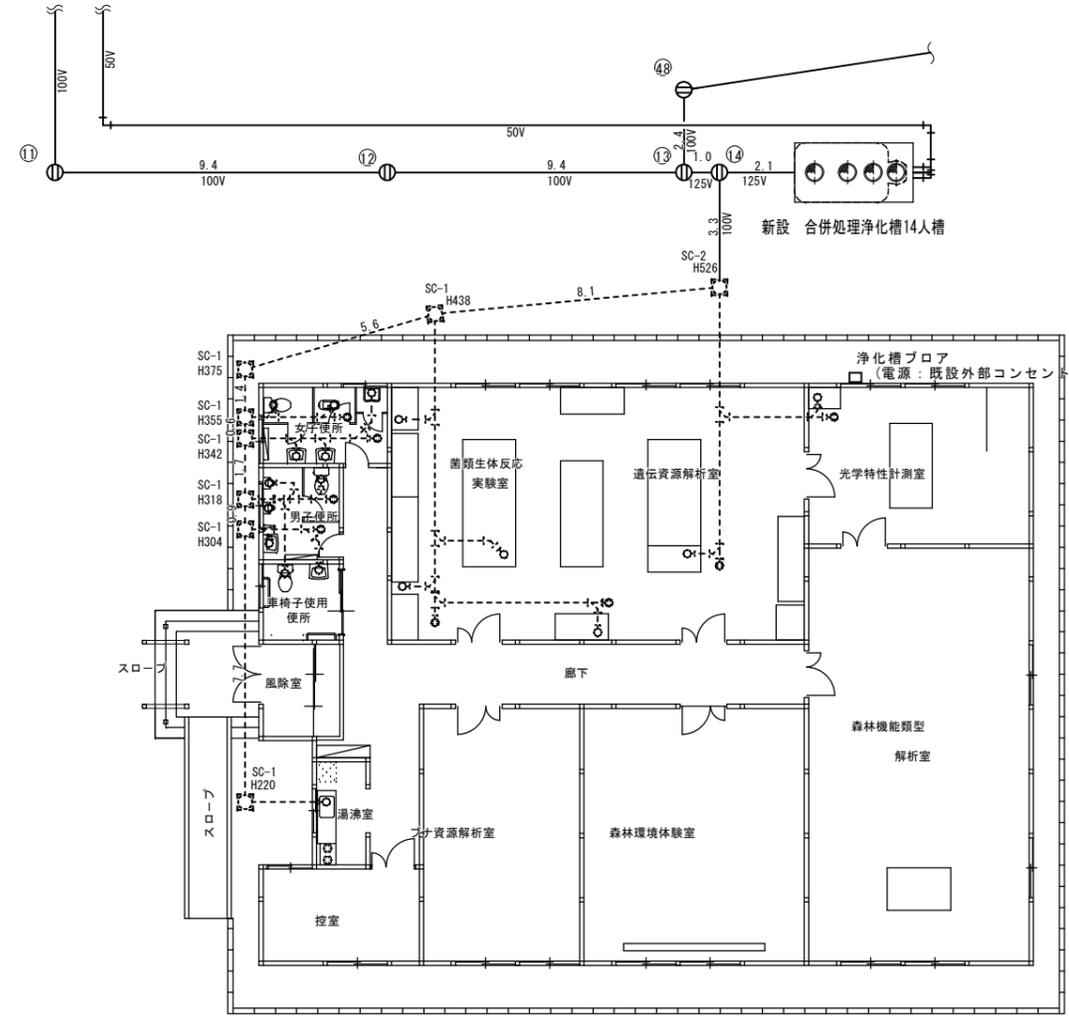
コンクリートはつり補修箇所 12.5㎡ t=0.15

アスファルト解体復旧箇所 3.5㎡ t=0.15

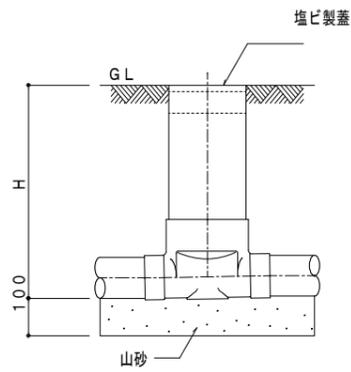
工事名称	森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事	No.
図面名称	屋外排水設備 平面図(1) 改修後	M — 5
SCALE	1/200	令和 6年 10月
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所		



以降 平面図(1)参照



ブナ帯環境変動解析棟 平面図 1/200



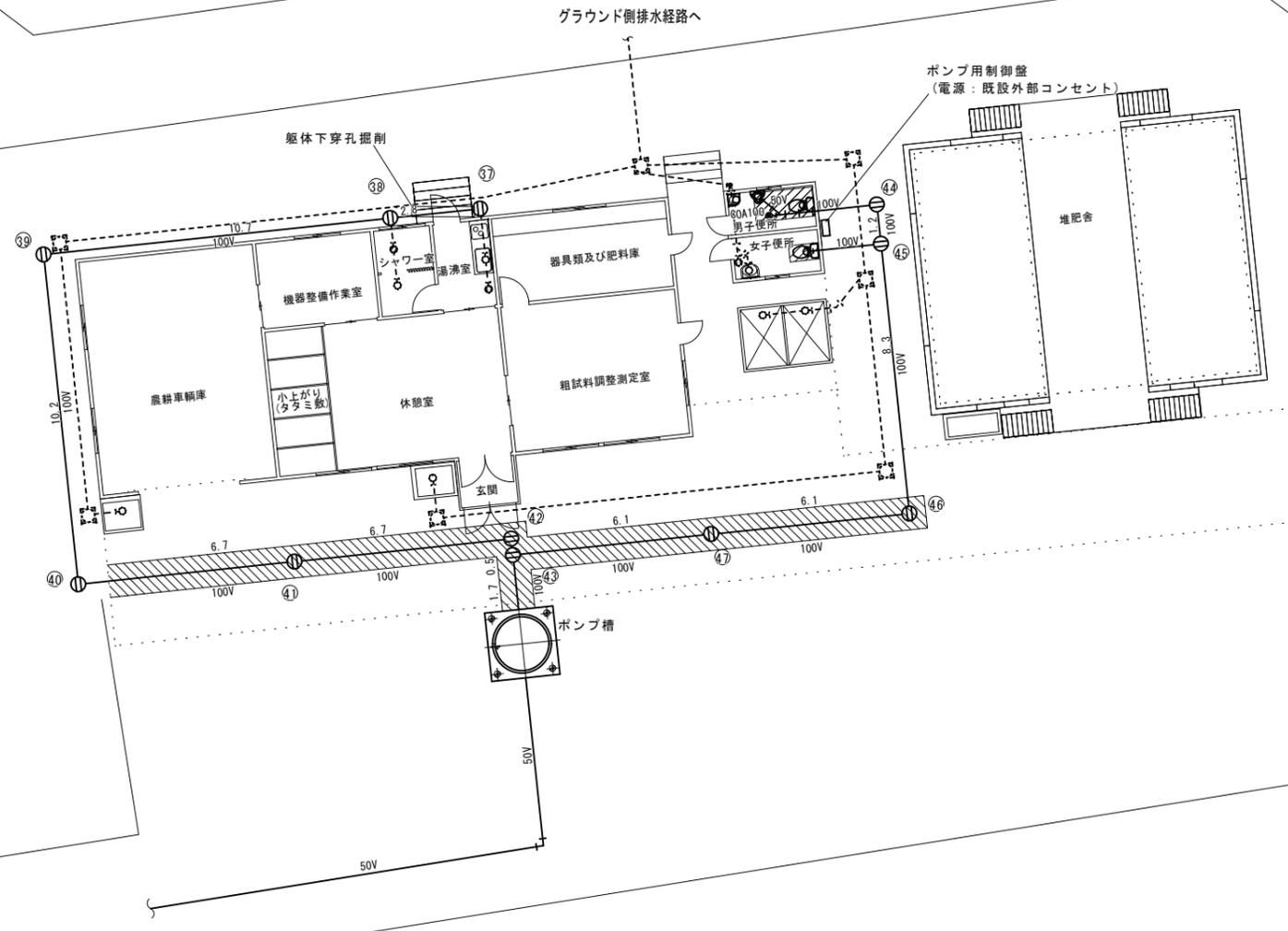
塩化ビニル樹詳細図

凡例

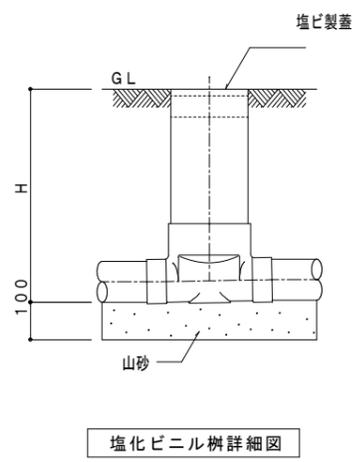
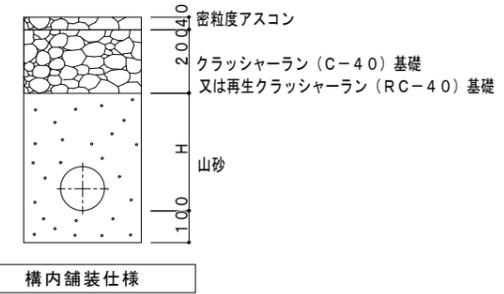
	新設排水樹
	既設残置排水樹
	新設排水管
	既設残置排水管

屋内配管は既存を使用する。
アスファルト、コンクリート埋設部は残置とする。

工事名称	森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事	No.
図面名称	屋外排水設備 平面図(2) 改修後	M — 6
SCALE	1/200	令和 6年 10月
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所		



粗飼料調整測定室 平面図 1/200



衛生器具表 新設

器具名	仕様 (参考TOTO)	仕様 (参考LIXIL)	計
洋風大便器	GS232B SH232BA TCF5514AU(貯湯式洗浄便座)100V:311W YH702(2連紙巻器)	BC-Z30S DT-Z350N CW-PA21GF-NE(貯湯式洗浄便座)100V:311W CF-AA64KU(2連紙巻器)	2
小便器	UFH507GR T60B1U(小便器洗浄水栓)	U-331RM UF-8R-U(小便器洗浄水栓)	1

凡例

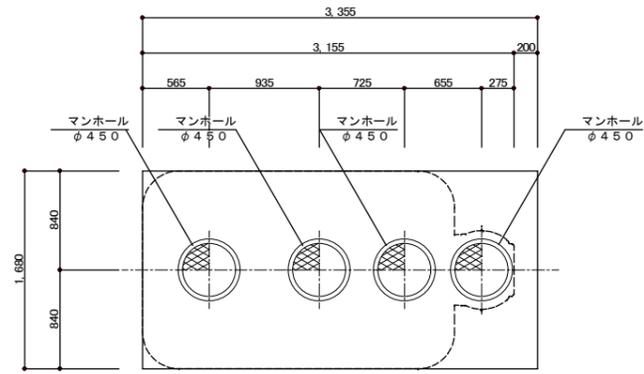
	新設排水樹
	既設残置排水樹
	新設排水管
	既設残置排水管

屋内配管は既存を使用する。
アスファルト、コンクリート埋設部は残置とする。

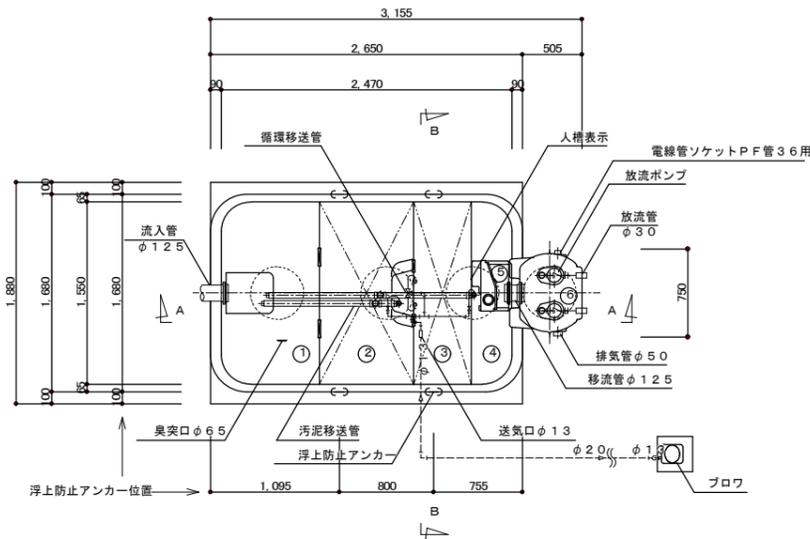
コンクリートはつり補修箇所 2㎡ t=0.15

アスファルト解体復旧箇所 27㎡ t=0.15

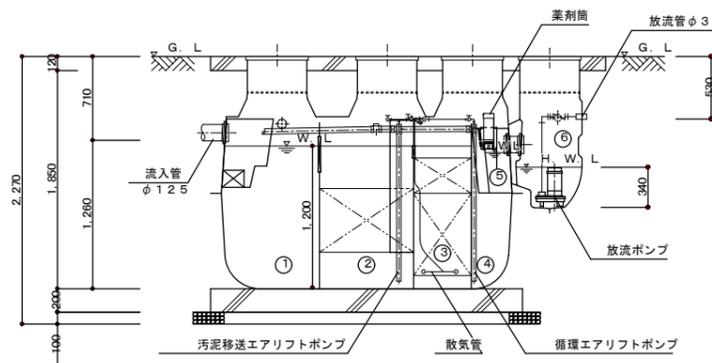
工事名称	森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事	No.
図面名称	屋外排水設備 平面図(3) 改修後	M 7
SCALE	1/200	令和 6年 10月
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所		



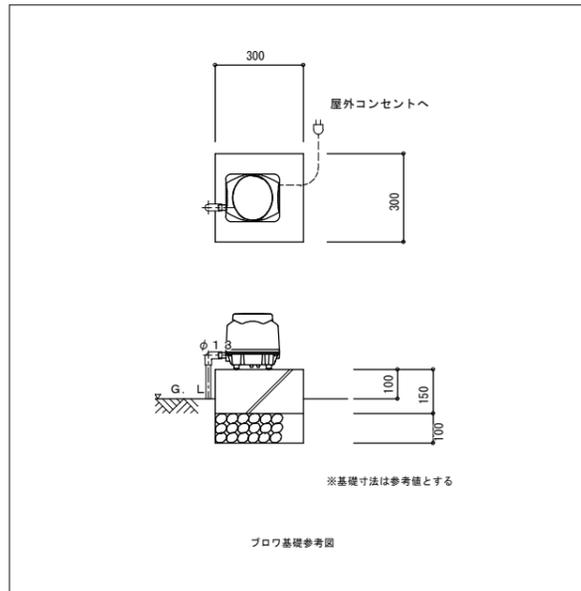
スラブ平面図 S=1:60



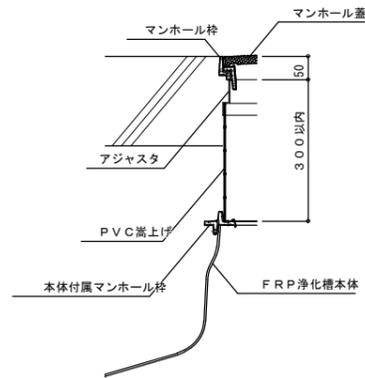
内部平面図 S=1:60



A-A断面図 S=1:60

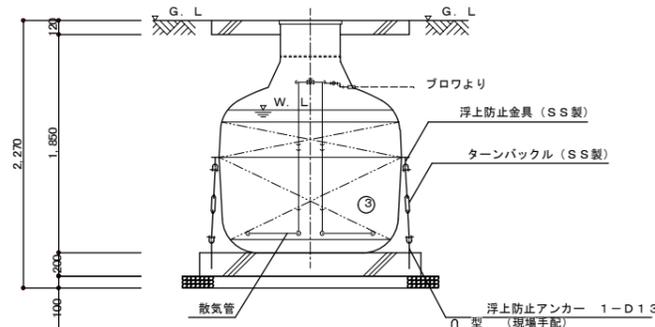


プロワ基礎参考図



アジャスタ取り付け図

- 注1) 丸形FRPマンホール(ボルトロック式)を採用する場合
アジャスターを介して蓋枠をセットしてください。
- 注2) アジャスターを採用する場合最低嵩上げは100mmとなります。
- 注3) アジャスターとPVC嵩上げを合わせて300mm以内としてください。



B-B断面図 S=1:60

仕様表				
設計番号	SDS2429A			
処理方式	接触ろ床方式			
型式名称	フジクリーン CV-14 型			※吊上目安重量: 320kg
処理対象人員	14人			
汚水量	2.80m ³ /d			
流入水質	BOD 200mg/L	COD 100mg/L	T-N 45mg/L	SS 160mg/L
放流水質	BOD 20mg/L	COD 30mg/L	T-N 20mg/L	SS 15mg/L
①	沈殿分離槽	有効容量	1.332	m ³
②	嫌気ろ床槽	有効容量	1.335	m ³
③	接触ろ床槽	有効容量	0.830	m ³
④	処理水槽	有効容量	0.469	m ³
⑤	消毒槽	有効容量	0.030	m ³
⑥	放流ポンプ槽 (総容量に含まない)	有効容量	0.092	m ³
	総容量	有効容量	3.996	m ³
機器装置仕様				
プロワ	吐出量	口径	消費電力	運転方式
	100L/min	φ13	69W	連続運転
放流ポンプ	吐出量	口径	出力	運転方式
	100L/min	φ30	150W	自動交互運転
槽本体	FRP			
パイプ類	PVC、PPまたはPE			
ろ材	PPまたはPE			
マンホール	PP(500K)			
消毒剤	圆形塩素剤			

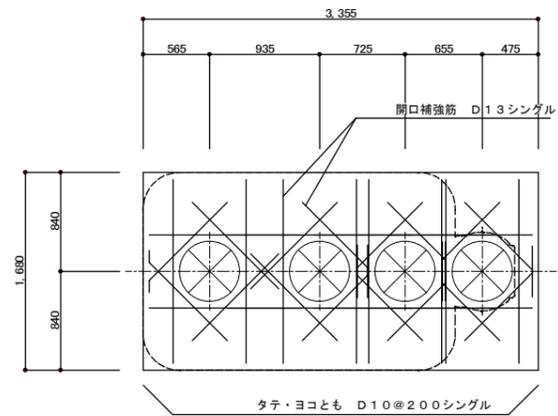
配管仕様	露出配管 (プロワ廻り)		VP
	土中配管		φ40以下~VP・φ50以上~VU
	槽内配管		メーカー仕様

- 注1) 上部は歩行者荷重とする。
- 注2) 機器電源は単相100V、総電力は369W、
一次側引込電気容量は15A以上とする。
- 注3) 図中の“G、L”は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
- 注4) 浄化槽からプロワまでの距離は20m以内とする。
- 注5) 流入管・放流管工事は別途とする。又接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
- 注6) 臭突管工事は別途とする。又接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
- 注7) プロワ付近にアース付きコンセント×3を設置のこと。設置は浄化槽工事範囲外とする。
- 注8) 地耐力は40KN/m²以上必要とする。(実際の工事業者が確認後施工の事)
- 注9) 岩掘削工事、杭工事、地盤改良工事、ウェルポイント工事は別途とする。
- 注10) 現状嵩上げ: 270mm、最大嵩上げ: 300mmです。

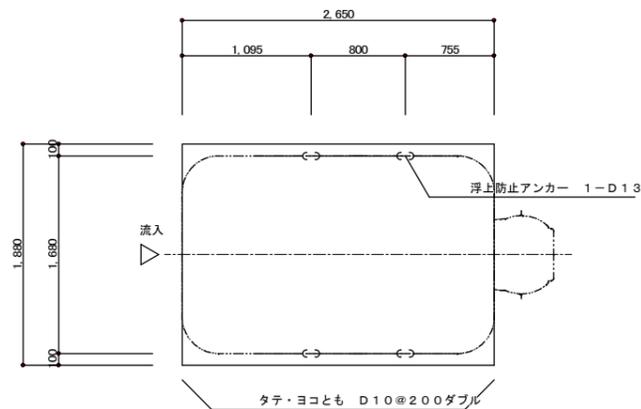
放流ポンプ槽配管仕様	
排気管	VU50
電線管	PFD36

- 注1) 放流ポンプ槽の排気管は必ず接続のこと。接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
- 注2) 排気管の放出部は、側溝の最大水位より100mm以上(目安)上部に設置のこと。
- 注3) 排気管は雨水配管や放流配管、他の汚水配管と絶対に合流接続しないこと。
- 注4) 排気管は途中で水溜りが起こるようなV字配管にしないこと。
- 注5) 電線管の両端はシリコンシーラントなどで必ずコーキング処理のこと。
- 注6) これらの処理を怠ると、浄化槽内で発生したガスが浄化槽内、および電線管の接続先付近に設置している設備・機器の金属部を腐食し、機器破損・障害の生ずるおそれがあります。

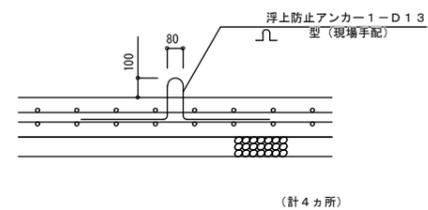
工事名称	森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事	No.
図面名称	浄化槽構造図	M-8
SCALE	1/60	令和 6年 10月
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所		



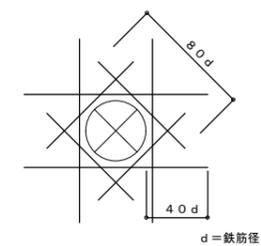
スラブ配筋図 S = 1 : 60



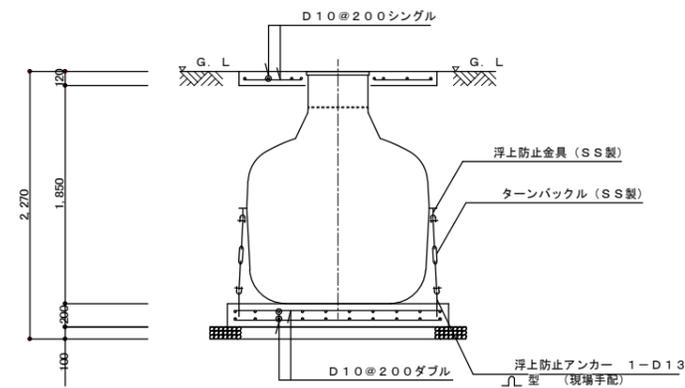
ベース配筋図 S = 1 : 60



浮上防止アンカー詳細図



開口補強筋詳細図
(ダイヤモンド補強 : D13シングル)



断面配筋図 S = 1 : 60

一般事項	
コンクリート	$F_c = 21 \text{ N/mm}^2$
鉄筋	SD295A
鉄筋かぶり	スラブ 40
	ベース 60
定着及継手	40d
地業	砕石又はRC 40~0

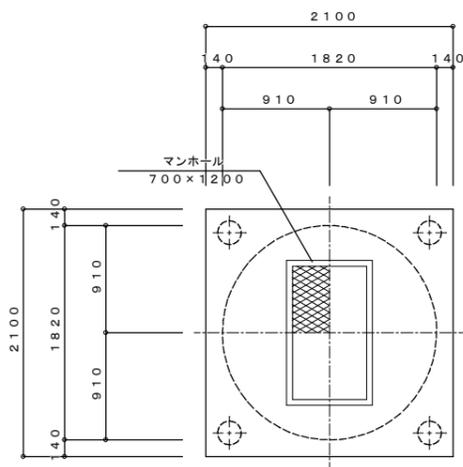
- 注1) 上部は歩行者荷重とする。
- 注2) 図中の" G. L " は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
- 注3) 地耐力は 40 kN/m^2 以上必要とする。
(実際の工事業者が確認後施工の事)
- 注4) 現状嵩上げ : 270mm、最大嵩上げ : 300mmです。

工事名称	森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事	No.
図面名称	浄化槽配筋図	M - 9
SCALE	1/60	令和 6年 10月
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所		

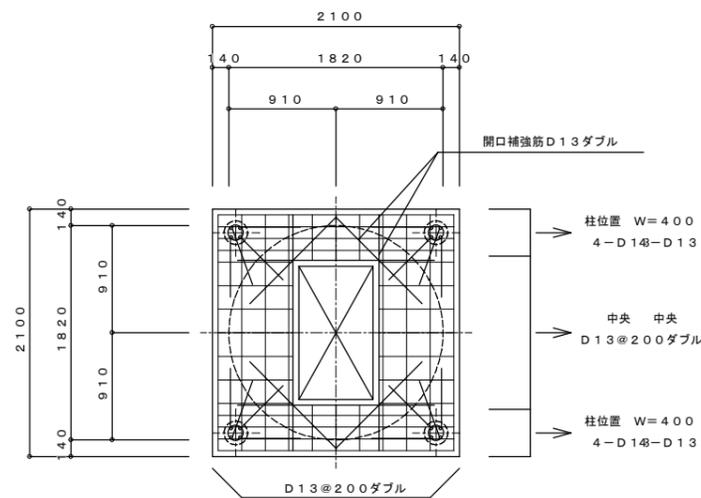
仕様表		
型式名称	GP15	
機器名称	仕様	
中継ポンプ	50A×0.25kW×0.15m3/min ×4.0mH×2台(50Hz)	
攪拌ブロウ	13A×0.02kW×0.03m3/min×0.012MPa×1台	
マンホール	FRP(1500K)	
容積表		
記号	槽名称	実有効容量
①	ばっ気型スクリーン	0.61m3
②	中継ポンプ槽	2.10m3

- 注1) 上部はT-6荷重とする。
 注2) 機器電源は単相100V、総電力は0.72kWとする。
 注3) 図中の「G.L」はポンプ槽位置での仕上げレベルを示す。
 注4) 中継ポンプ槽からブロウまでの距離は20m以内とする。
 注5) 流入管・移送管工事は別途とする。又接続工事はポンプ槽工事範囲外とする。
 注6) 排気管工事は別途とする。又接続工事はポンプ槽工事範囲外とする。
 注7) 電気工事は二次側(ポンプ槽制御盤以降)をポンプ槽工事とする。
 一次側(電源引き込み、アース引き込み)はポンプ槽工事範囲外とする。
 注8) 外部警報接続工事はポンプ槽工事範囲外とする。
 注9) 地耐力は60kN/m2以上必要とする。(実際の工事業者が確認後施工の事)
 注10) 岩掘削工事、杭工事、地盤改良工事、ウェルポイント工事は別途とする。
 注11) 工事用水道使用料金(水張用水費)、工事用仮設電源は別途とする。
 注12) 埋め戻しは良質土にて行うこと。
 注13) 散水栓は13mm以上とし、5m以内に設置のこと。設置工事はポンプ槽工事範囲外とする。
 注14) 外構工事はポンプ槽工事範囲外とする。
 注15) 下記条件の場合は、ポンプ槽本体を補強仕様に変更する必要があります。
 (実際の工事業者が確認後施工の事)
 ・嵩上げ高さが300mmを超える場合
 ・地下水位がGL-1000mmより高い場合
 注16) 荷重影響線内に注1を超える荷重がある場合、擁壁の設置等が必要になります。
 注17) 現状嵩上げ高さ: 0mm、最高嵩上げ高さ: 300mm

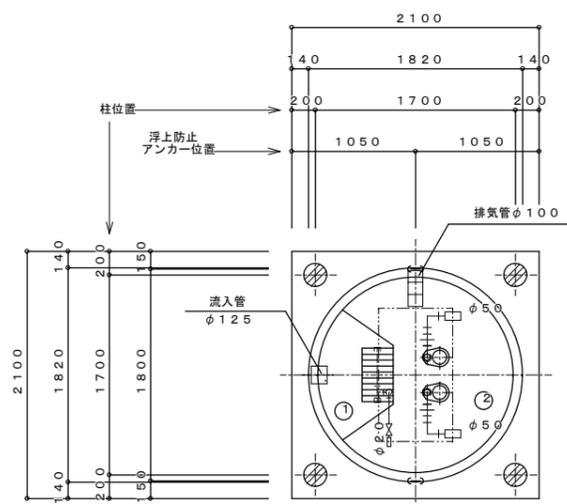
一般事項	
コンクリート	Fc=21N/mm ²
鉄筋	SD295A
鉄筋かぶり	スラブ 40
	ベース 60
定着及継手	40d
地業	砕石又はRC 40~0



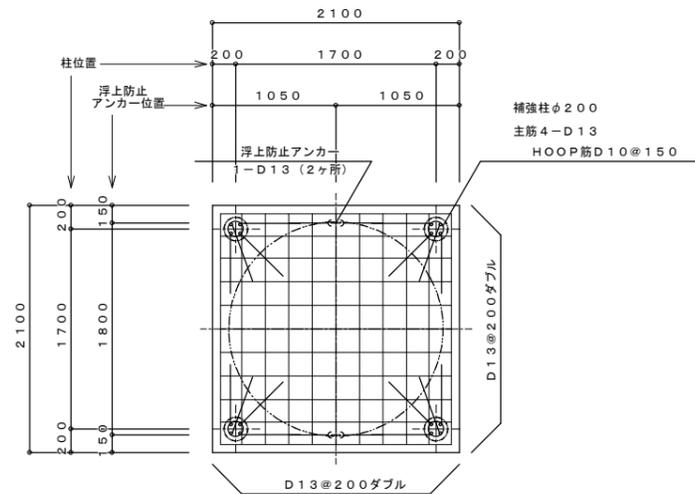
スラブ平面図 1/60



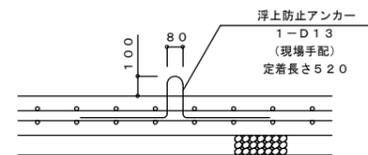
スラブ配筋図 1/60



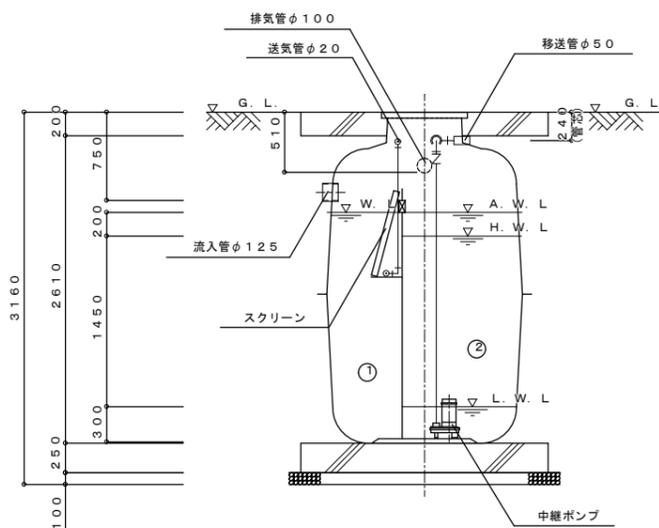
内部平面図 1/60



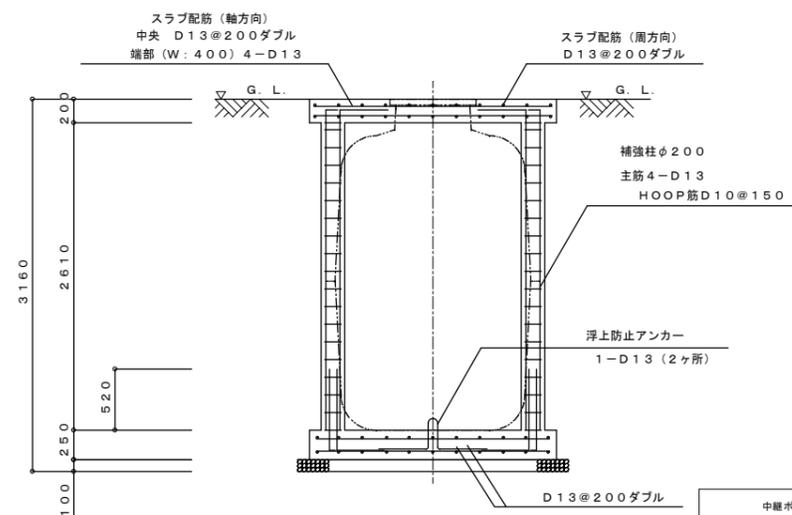
ベース配筋図 1/60



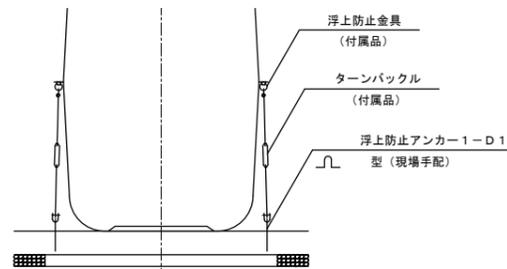
浮上防止アンカー詳細図 1/60



断面図 1/60

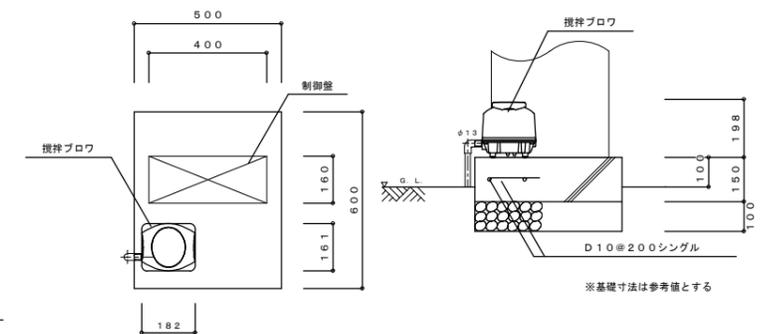


断面配筋図 1/60



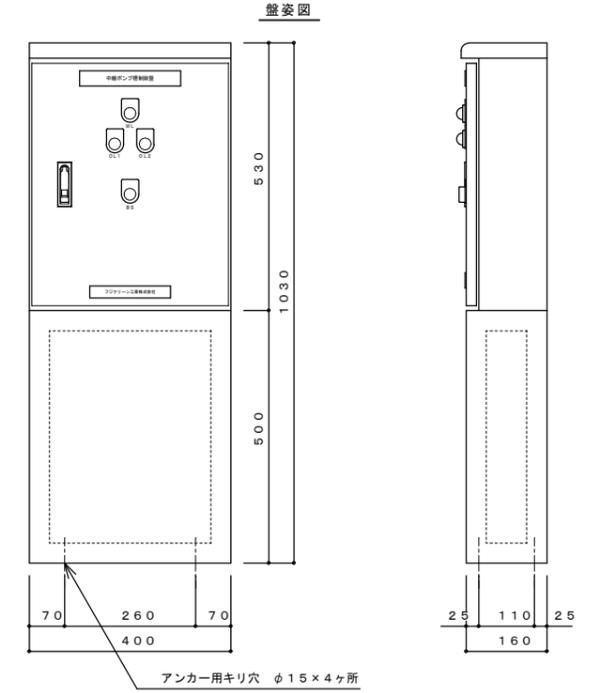
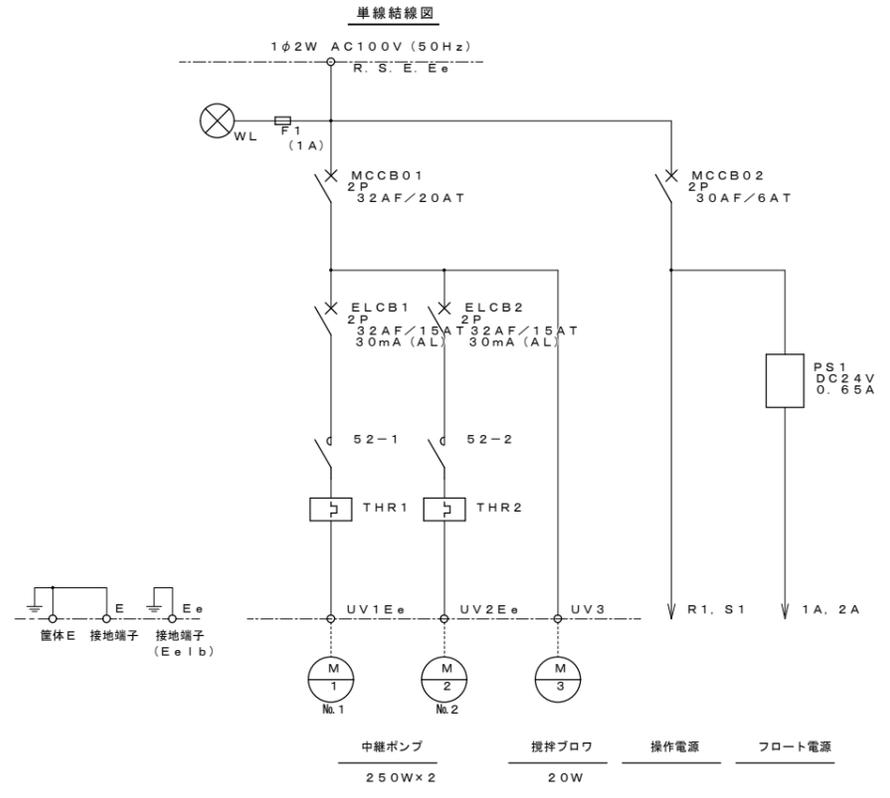
1500φ中継ポンプ
浮上防止アンカー図 1/60

中継ポンプ槽のフロート取付高さ (フロートスイッチ重り上端からケーブル固定アングルまで)				
フロート番号	1 (LWL)	2	3 (HWL)	4 (AWL)
フロート長さ (mm)	2220	2120	820	620



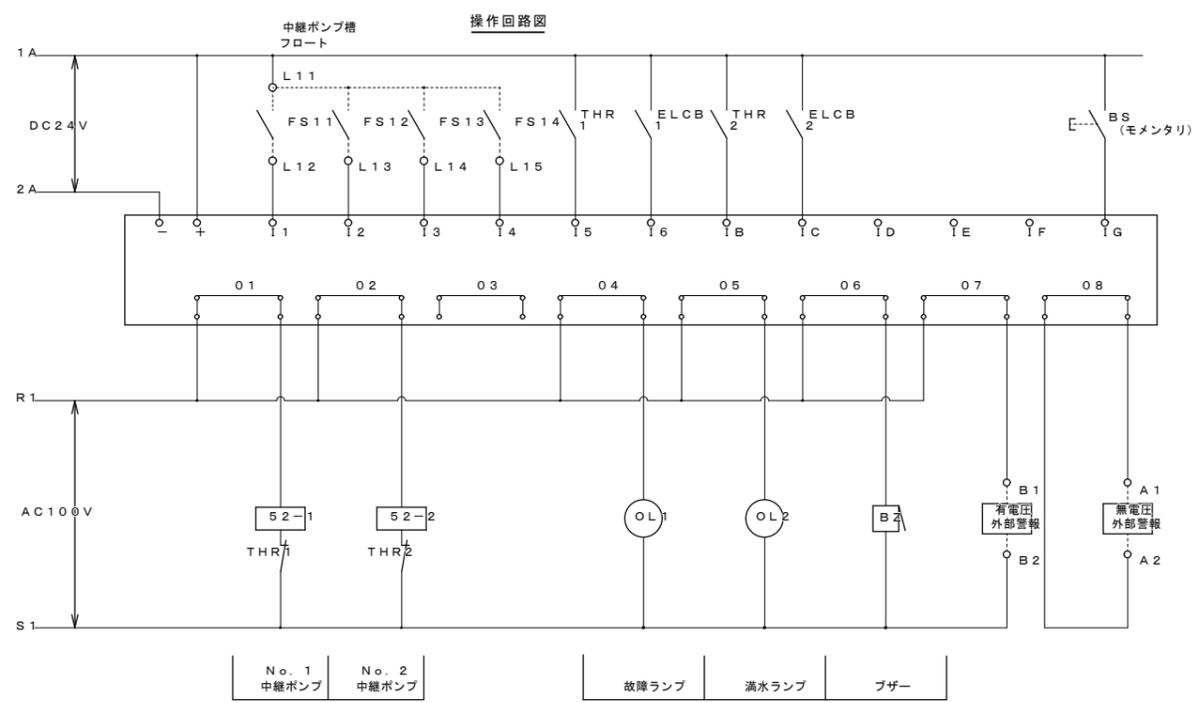
機械基礎参考図

工事名称	森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事	No.
図面名称	中継ポンプ槽構造図	M-10
SCALE	1/60	令和 6年 10月
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所		

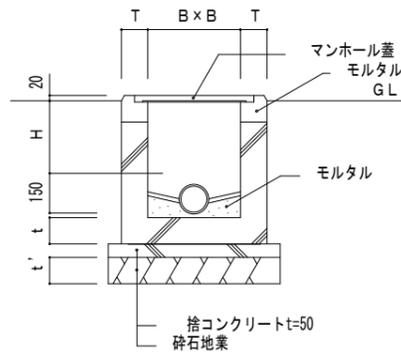


制御盤仕様

型式	RPR103-CN-025
構造	水切、防水・防塵構造
板厚	本体 1.6t
	扉 1.6t
塗装	外面 マンセル5Y7/1
	内面 マンセル5Y7/1



工事名称	森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事	No.
図面名称	中継ポンプ槽制御盤図	M-11
SCALE		令和 6年 10月
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所		

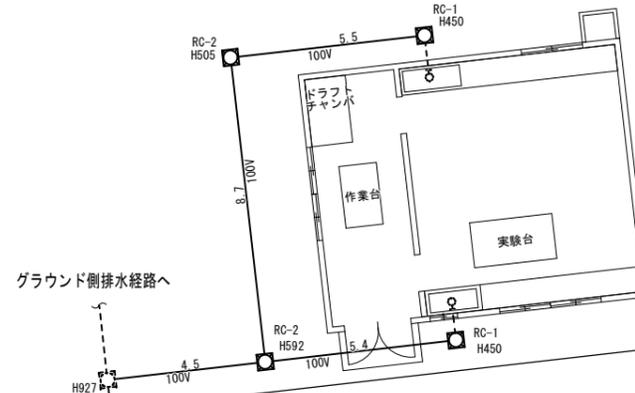


SC-1~3

記号	B	H	T	t	t'	蓋
SC-1	350×350	450以下	100	100	100	MHA-350
SC-2	450×450	460~600	100	120	100	MHA-450
SC-3	600×600	610~1,200	120	120	100	MHA-600

汚水樹詳細図

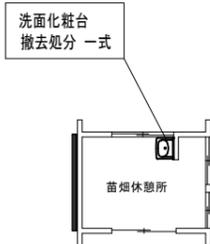
林地保全実験室 平面図 1/200



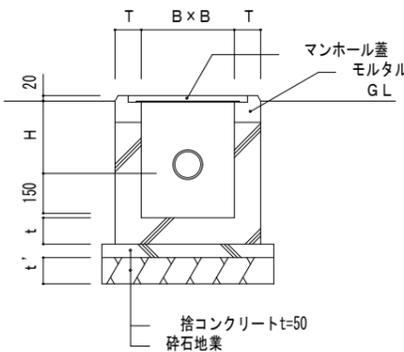
グラウンド側排水経路へ

単独処理浄化槽
撤去処分 一式

国道4号側排水経路へ



苗畑休憩所 平面図 1/200

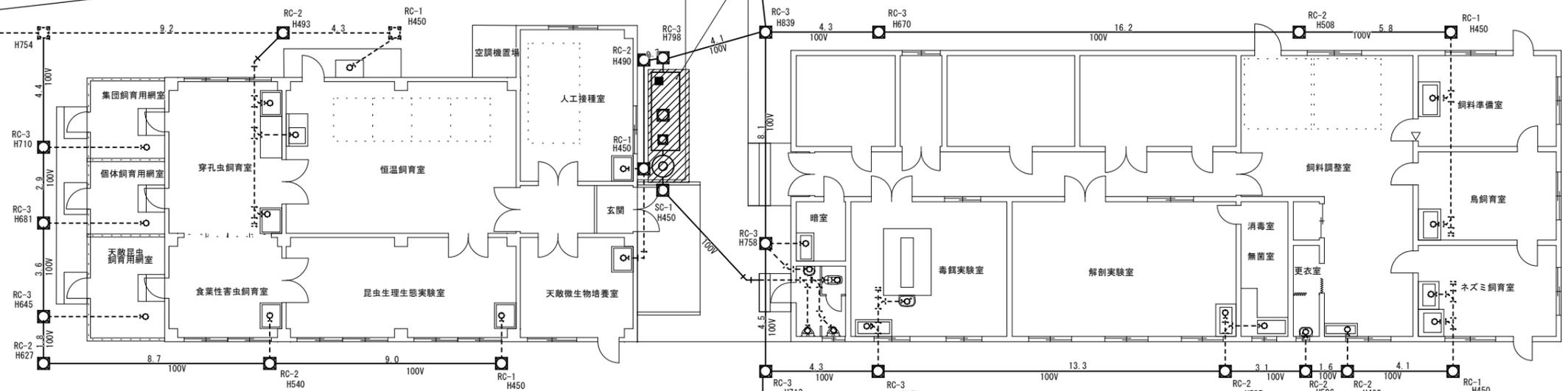


RC-1~3

記号	B	H	T	t	t'	蓋
RC-1	350×350	450以下	100	100	100	MHA-350
RC-2	450×450	460~600	100	120	100	MHA-450
RC-3	600×600	610~1,200	120	120	100	MHA-600

雑排水樹詳細図

森林防疫実験棟 平面図 1/200



鳥獣実験棟 平面図 1/200

以降 平面図(2) 参照

凡例

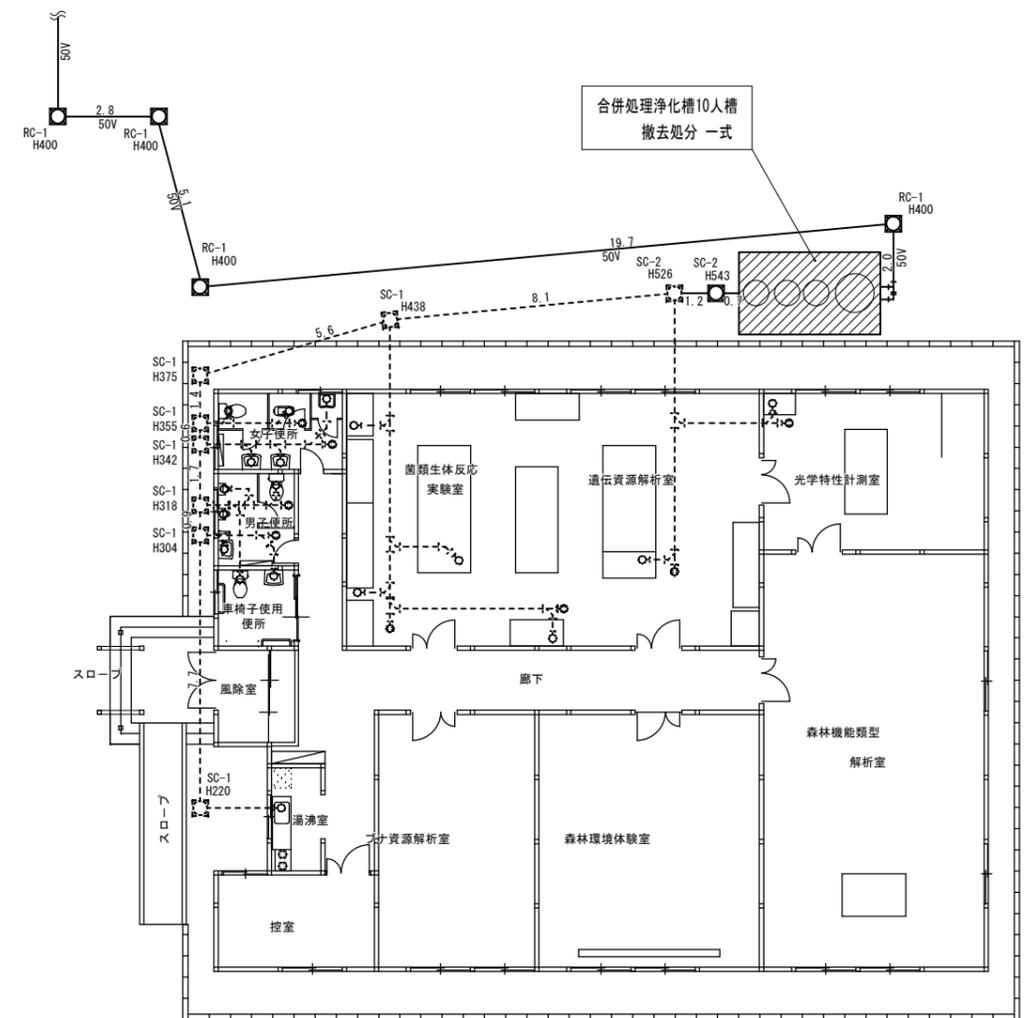
	撤去排水樹
	既設残置排水樹
	撤去排水管
	既設残置排水管

屋内配管は既存を使用する。
アスファルト、コンクリート埋設部は残置とする。

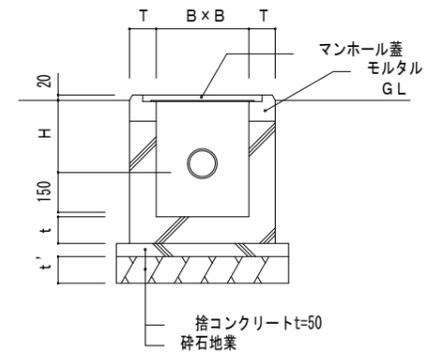
工事名称	森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事	No.
図面名称	屋外排水設備 平面図(1) 改修前	M-12
SCALE	1/200	令和 6年 10月
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所		



以降 平面図(1)参照



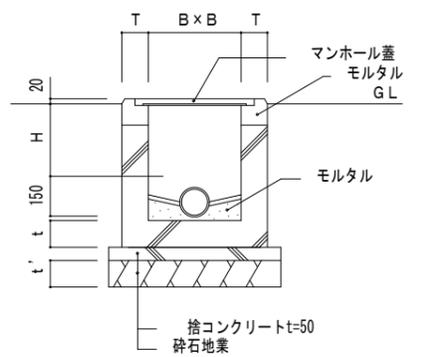
ブナ帯環境変動解析棟 平面図 1/200



RC-1~3

記号	B	H	T	t	t'	蓋
RC-1	350×350	450以下	100	100	100	MHA-350
RC-2	450×450	460~600	100	120	100	MHA-450
RC-3	600×600	610~1,200	120	120	100	MHA-600

雑排・汚水樹詳細図



SC-1~3

記号	B	H	T	t	t'	蓋
SC-1	350×350	450以下	100	100	100	MHA-350
SC-2	450×450	460~600	100	120	100	MHA-450
SC-3	600×600	610~1,200	120	120	100	MHA-600

雑排・汚水樹詳細図

凡例

	撤去排水樹
	既設残置排水樹
	撤去排水管
	既設残置排水管

屋内配管は既存を使用する。
アスファルト、コンクリート埋設部は残置とする。

工事名称	森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事	No.
図面名称	屋外排水設備 平面図(2) 改修前	M — 13
SCALE	1/200	令和 6年 10月
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所		

森林総合研究所東北支所鳥獣実験室浄化槽更新工事に係る質問事項

質 問 事 項	回 答